

令和2年第2回定例会（12月議会）
予算及び付託議案審査関係資料

令和2年12月2日
あきた未来創造部

【議案関係】

次世代・女性活躍支援課

秋田県北部・南部男女共同参画センターの
指定管理者の指定について

・・・ 1

地域づくり推進課

秋田県ゆとり生活創造センターの指定管理者の指定について

・・・ 2

秋田県北部・南部男女共同参画センターの指定管理者の指定について

次世代・女性活躍支援課

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、「秋田県北部男女共同参画センター」及び「秋田県南部男女共同参画センター」の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者となる団体

施設名称	指定管理者となる団体名
秋田県北部男女共同参画センター	特定非営利活動法人 秋田県北エヌピーオー支援センター
秋田県南部男女共同参画センター	特定非営利活動法人 秋田県南NPOセンター

2 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年間）

3 今後のスケジュール

- ・ 議会の議決を経た後に、指定管理者と管理運営の必要事項等について協定を締結する。
- ・ 令和3年度分の指定管理料に係る予算案を令和3年2月議会に提案する。

【参考】選定までの経緯

○債務負担行為の設定

6月議会において、令和3年度から3年間の指定管理料の限度額を設定した。

○選定委員会の開催

- ・ 開催日：令和2年10月22日
- ・ 委員構成：委員5名（外部委員3名、内部委員2名）
- ・ 申請団体数：北部男女共同参画センター 1団体
南部男女共同参画センター 1団体
- ・ 審査方法：条例第4条に定める下表の項目について評価し、点数化した。併せて、総合的観点からも議論・検討を加え、指定管理者の候補者を選定した。
- ・ 審査結果

施設名	団体名	選定基準					合 計
		1 県民の平等 利用の確保	2 施設の設置目的 の効果的な達成 (満点20点)	3 効 率 的 な 管 理 (満点20点)	4 適正かつ確実な 管理を行う能力 (満点20点)	5 施設の設置目的 を達成するための 事業の実施 (満点40点)	
北部男女共同参画センター	特定非営利活動法人 秋田県北エヌピーオー支援センター	適	16.8	17.6	18.4	35.2	88.0
南部男女共同参画センター	特定非営利活動法人 秋田県南NPOセンター	適	16.0	16.0	16.0	33.6	81.6

秋田県ゆとり生活創造センターの指定管理者の指定について

地域づくり推進課

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、「秋田県ゆとり生活創造センター」の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者となる団体

施設名称	指定管理者となる団体名
秋田県ゆとり生活創造センター	特定非営利活動法人 あきたパートナーシップ

2 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

3 今後のスケジュール

- ・議会の議決を経た後に、指定管理者と管理運営の必要事項等について協定を締結する。
- ・令和3年度分の指定管理料に係る予算案を令和3年2月議会に提案する。

【参考】選定までの経緯

○債務負担行為の設定

6月議会において、令和3年度から5年間の指定管理料の限度額を設定した。

○選定委員会の開催

- ・開催日：令和2年10月22日
- ・委員構成：委員5名（外部委員3名、内部委員2名）
- ・申請団体数：1団体
- ・審査方法：条例第4条に定める下表の項目について評価し、点数化した。併せて、総合的観点からも議論・検討を加え、指定管理者の候補者を選定した。
- ・審査結果

団体名	選定基準					合 計
	1 県民の平等 利用の確保	2 施設の設置目的 の効果的な達成 (満点20点)	3 効 率 的 な 管 理 (満点20点)	4 適正かつ確実な 管理を行う能力 (満点20点)	5 施設の設置目的 を達成するための 事業の実施 (満点40点)	
特定非営利活動法人 あきたパートナーシ ップ	適	16.0	16.8	18.4	35.2	86.4